

諏訪東京理科大学

平成 22 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 23 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、諏訪東京理科大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしていると認定する。

【認定期間】

平成 22(2010)年 4 月 1 日から平成 29(2017)年 3 月 31 日までとする。

【条件】

特になし。

II 総評

大学は、短大からの改組転換により平成 14(2002)年に設置された。建学の精神、基本理念、使命・目的は、大学案内、学生募集要項、入学時に新入生に配付する「学園生活」、学部学生が頻繁に参照する「学修簿」などに記載するとともにホームページにも公開し、学内外への周知に努めている。

教育研究の基本的組織として、2 学部 3 学科と共通教育センター及び大学院 1 研究科 1 専攻を設置している。これらの組織は適切な規模と構成を有し、相互に関連性が保たれている。学部においては教授会及び「教授総会」、大学院においては「大学院協議会」を頂点とし全学合同で開催するとともに各種会議組織が整備され、機能している。

各学部学科と大学院の教育目的は、学則などに定めて公表され、教育課程や教育方法などに十分反映されている。履修登録単位数の上限については、単位制度の実質を保つ観点から課題があり、今後の取組みに期待する。

アドミッションポリシーは、募集単位ごとに明確に定められ、公表されている。習熟度別クラス編成、フレッシュマンゼミなどによって学習支援を行っている。学生サービス・厚生補導組織及び就職・進学支援体制は、整備され、適切に運用されている。

専任教員数及び教授数は、大学設置基準及び大学院設置基準を満たしている。専任教員の年齢構成及び各学部の専門分野における教員数は、バランスがとれている。教員の採用・昇任の方針に基づく規程は、整備され、運用されている。また、専任教員に対して評価項目を決めて教育研究などの業績評価を実施し、その評価結果を昇給に連動するシステムを導入し、運用している。

事務の効率化を図るために組織を改編し、適切に職員を配置している。職員の採用・昇任・異動については、規程に基づき運用されている。職員の資質・能力向上を図るための研修制度は、多岐にわたっており充実している。

大学の目的を達成するための法人及び大学の管理運営体制は、整備され、機能している。理事会及び評議員会は寄附行為に基づき適切に運営されており、理事・監事・評議員の選考は寄附行為などに基づき概ね適切に行われている。

近年、学部の入学定員が未充足で、学生生徒等納付金収入が減少し、法人の内部補てん

で大学の経営が成立している。今後は、学生定員の確保、競争的資金や外部資金の獲得などを積極的に推進し、自立した経営基盤を確保していくことが望まれる。監査法人、監事及び監査室による会計監査を実施しており、会計処理は適切に行われている。財務情報は、ホームページ、学内広報誌「学報」及び隔年発行の「東京理科大学の現状と課題」に掲載し、公開している。

校地面積及び校舎面積は、大学設置基準上必要な面積を大幅に上回っている。教育研究目的を達成するために必要な各種施設設備は整備され、適切に維持、運営されている。キャンパス全体が良好な状態にあり、アメニティに配慮した教育環境が整備されている。バリアフリー化についても、概ね整備されている。

地域貢献型大学として、地元とさまざまな分野で相互に協力し、連携に関する協定を締結し、地域の活性化と人材育成に寄与している。地域との文化交流活動も活発に行われている。例えば、小学生の親子を対象として、大学敷地内にあるセミナーハウスを利用して「サイエンス夢合宿」を公開講座として実施している。更に、駅ビルの中に大学のサテライト教室を設置し、各種の展示やゼミナールを開催して、産学公連携事業を推進している。

組織倫理に関する各種規程は整備されている。また、リスク管理基本規程を定め、管理体制を整備し、活動実績を上げている。大学の教育研究成果は、マス・メディアを含めた各種広報媒体により学内外に広報する体制が整備され、積極的に発信されている。

総じて、大学全体としては、地域貢献型大学として特色ある教育研究活動を行っており、参考意見は、より質の高い高等教育機関として発展・向上していく上で参考とされたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

【判定】

基準 1 を満たしている。

【判定理由】

東京理科大学の「理学の普及をもって、国運発展の基礎となす」という建学の精神と「実力主義」の堅実な学風を継承している。大学の基本理念は「主体性の確立した人材の育成」「地域の生涯学習と地元企業の技術力・経営力の向上に貢献」である。大学設立に際して、地域社会の要請に応えるために、急速な産業社会の変化・発展に対応できる高度な専門職業人（スペシャリスト）の育成を目指すとともに「技術のわかる経営管理者」「経営のわかる技術者」の育成を目指している。この人材育成目標を達成するために「工学と経営学の隔合教育」を教育の根幹に据えている。

建学の精神及び大学の使命・目的は、法人傘下 3 大学の情報公開が行われている「東京理科大学の現状と課題」、大学案内、学生募集要項、入学時に配付する「学園生活」、学部学生が頻繁に参照する「学修簿」などに記載されている。更に、学長式辞やホームページにも公開し、学内外への周知に努めている。

基準 2. 教育研究組織

【判定】

基準 2 を満たしている。

【判定理由】

「工学と経営学の融合教育」を教育の根幹に据え、教育研究上の目標を達成すべく、2 学部 3 学科と共通教育センターが設置されている。各学部学科はそれぞれ専門の教育研究を実践するとともに、学部学科を超えた教育の一端を担っている。共通教育センターは両学部を通して適切な教養教育を実践し、融合教育のすべての基礎となり、応用を助けることを目指して運営されている。大学院においては、「工学と経営学の融合教育」の集大成を目標に、学部での 3 学科を融合・再編成した 4 コース制による 1 専攻となっている。これらを支援する機関として、学生部、図書館、生涯学習センターが設置されている。これらの組織は適切な規模と構成を有し、連携している。

教養教育を含む共通教育の運営は共通教育センター主任が学長の命を受けて行っており、責任体制は明確である。

学部においては教授会及び「教授総会」が、大学院においては「大学院協議会」が教学における最高意思決定機関である。また、学長、学部長、学科主任、共通教育センター主任及びオブザーバーとしての研究科長、学生部長、図書館長、生涯学習センター長及び事務部長で構成される学部長学科主任会議が大学全体の重要事項の審議についての調整機関となっている。また、学習者の要求への対応については、学長の諮問機関である「FD 実施委員会」が授業アンケートを行い、その結果に基づいたフィードバックの方法を各委員会などで審議し、実行している。

基準 3. 教育課程

【判定】

基準 3 を満たしている。

【判定理由】

建学の精神や大学の基本理念に基づく各学部学科と大学院の教育目的が、教育の基本構想「工学と経営学の融合教育」を中心に設定され、学則などに明示されている。

大学では、教育の基本構想に呼応した教育の共通項目を置き、各項目の教育課程編成方針を定め、更に学科独自の方針も定めている。また、科目によっては少人数クラスや少人数習熟度別クラスを編成し、学部・学科の枠を超えた授業形態もとられている。

大学の教育課程においては、各科目を 3 領域 9 科目群に大別・分類して体系的に配置し、各学科の専門分野に応じた基礎的な科目を開講して、高校教育との接続と各専門分野への導入を図っている。また、全学科共通の必修科目群や他学科提供の選択必修科目群の履修を課して実施するなど、教育課程の編成方針に則して、体系的かつ適切に教育課程が設定されている。

大学院では、工学と経営学の融合教育の更なる高度化に取組み、学部レベルを超えた「経営がわかる技術者」「技術がわかる経営者」の養成を目指している。コースごとの基幹科目を設定し、特別研究科目をコース共通の必修科目として各学年に設定している。更に、他コースの科目履修を義務付けて融合教育の高度化を図り、社会で活躍する人材を積極的に外部講師として招へいし、学生に実社会で要求されるレベルを実感させている。

授業アンケート、2年次及び3年次生対象の満足度アンケート、就職先企業へのアンケートを実施して、適宜フィードバックしており、教育目的の達成状況を点検・評価するための努力が行われている。

【優れた点】

- ・大学が環境宣言を行うことにより、教育の基本構想の一つ「環境保全マインドを身に付けさせる教育の実施」を進め、環境プランナー研修機関と認定され、関連科目の単位修得のみで環境プランナー資格取得可能となっている点は、高く評価できる。

【参考意見】

- ・年間履修登録単位数の上限が高く設定されているので、単位制度の実質を保つために、上限の見直しが望まれる。
- ・大学及び大学院の成績評価基準については、それぞれ「学修簿」、大学院要覧に記載されているものの、学則などで規定化されていないので、早急に規定化することが望まれる。

基準4. 学生

【判定】

基準4を満たしている。

【判定理由】

各学部学科・研究科ごとのアドミッションポリシーは「求める学生像」として募集要項に明示され、入学志願者に周知されている。クラスサイズは適切である。また、英語及び導入基礎科目の数学と物理においては、少人数習熟度別クラスを編成する工夫がみられる。

平成18(2006)年度に、新入生に対応するために設置した学習支援室は利用者数を増やしている。その他にも、入学前指導、習熟度別クラス編成、フレッシュマンゼミ、ガイダンスグループ制度などによって学習支援を行っている。学習支援に関する学生の意見くみ上げに関しては、学習支援室、授業アンケート、父母懇談会などによって行われている。

学生サービス、厚生補導のための組織としては、学生部委員会、「学生相談室運営委員会」、外国人留学生委員会が設置され、施設・設備の整備や改善、イベントの開催、保健室や学生相談室による相談を実施している。奨学金に関しては、日本学生支援機構の奨学金以外に大学独自の制度を設置し、手厚い支援を行っている。学生の課外活動に対しても、クラブ活動援助金、「学生チャレンジ援助金」「理大祭援助金」などの経済的支援を行っている。

就職支援は、組織的には各学科の就職幹事と事務部就職担当が支援事業などを行って

るほか、研究室の教員による助言がある。進学支援については各学科の教務幹事と研究室教員による支援のほか、東京理科大学への特別編入学制度がある。キャリア支援のため、就職関連科目の設置、インターンシップ支援、資格取得支援の体制が整備されている。

基準 5. 教員

【判定】

基準 5 を満たしている。

【判定理由】

専任教員数及び教授数は、大学設置基準及び大学院設置基準を満たしている。専任教員の年齢構成は 30 代から 60 代までほぼ均等な割合であり、各学部の専門分野における教員数もバランスがとれている。

教員の採用・昇任については、「学校法人東京理科大学における専任教育職員の採用及び昇任に関する規程」「学校法人東京理科大学教育職員の資格基準に関する規程」を制定し、法人傘下 3 大学がこれらの規程に基づき統一して運用されている。過去 5 年間に諏訪東京理科大学で採用された教員の約半数は公募採用である。

大学院生による TA(Teaching Assistant)制度を、平成 18(2006)年度の大学院開学時から導入し、主として実験、演習科目に配置されている。教員の教育担当時間は概ね適切である。また、研究費は適切に配分されている。

平成 17(2005)年度に「FD 実施委員会」を発足し、最初の 2 年間は年度ごとの報告書をまとめている。その後も学生による授業アンケートを継続するなど、組織的な取組みを実施している。また、「学校法人東京理科大学教育職員に係る業績評価の実施に関する規程」に基づき、教育、研究、学内外に対する貢献など、各活動の評価方法を定めている。講義日数や講義時間を評価の対象として、専任教員の業績定量評価を実施している。更に、平成 19(2007)年からは専任教員のこれらの活動状況を学校法人東京理科大学の電子化データベースにより一元的に登録・管理して教員間の啓発を促し、一部は外部へも公表している。平成 20(2008)年からは業績定量評価結果を昇給に反映させている。

基準 6. 職員

【判定】

基準 6 を満たしている。

【判定理由】

大学の目的を達成するために必要な事務組織は、「学校法人東京理科大学事務組織規程」に定められ、各部署に職員が配置されており、各種規程に則り業務が遂行されている。職員の採用・昇任・異動については、「学校法人東京理科大学就業規則」「学校法人東京理科大学事務総局における職員の人事に関する細則」「学校法人東京理科大学における事務系職員の採用に関する規程」「学校法人東京理科大学事務職員及び技術職員の昇任に関する規

程」に基づき運用されている。

事務系職員を対象とした研修会は、普通研修として階層別研修と業務別研修、特別研修として海外派遣研修、自己啓発研修、学外研修を実施するなど、研修制度は多岐にわたり、職員の資質・能力向上のための取組みは充実している。

職員数は十分とはいえない状況であり、個人が担う業務の範囲も広いものがあるが、効率よく業務を行っている。理事会、学部長学科主任会議、教授会、「教授総会」、事務部局長会議などの決定事項は、会議後速やかに全事務職員に周知されている。事務部管理職をはじめ各担当者は、教授会など各種会議に事務局として出席しており、教員と職員相互の意思疎通と情報の共有化が図られている。

基準 7. 管理運営

【判定】

基準 7 を満たしている。

【判定理由】

法人及び大学の管理運営体制は、寄附行為、寄附行為施行細則、学則、大学院学則、「学校法人東京理科大学業務規程」「学校法人東京理科大学事務組織規程」などに基づき行われている。理事会及び評議員会は寄附行為に基づき適切に運営されている。また、理事・監事・評議員の選任も寄附行為などに基づき概ね適切に行われている。

学長は寄附行為に基づく役職指定による理事、評議員であり、教学部門の意思は理事会、評議員会に反映されている。理事会の業務執行体制として諏訪地区担当理事を配置し、担当理事は、大学の人事、教育、研究及び運営に関する重要事項を、学長及び事務部長と連絡を密にとりながら管理運営を円滑に行っている。特に教員人事の採用、昇任などは定められた手続きを経て、教授会または「教授総会」で審議することになっている。

法人及び大学では、それぞれ自己点検・評価に関する規程を整備しており、法人に「学校法人東京理科大学自己点検・評価委員会」、大学に「諏訪東京理科大学自己点検・評価委員会」を設置し、自己点検・評価を実施している。その結果は報告書として取りまとめられ、ホームページに公開している。

基準 8. 財務

【判定】

基準 8 を満たしている。

【判定理由】

大学では、ここ数年、入学定員の未充足が続いており、帰属収支差額比率は支出超過となっている。法人では、「健全経営を堅持し、充実・発展する大学であり続ける」という経営方針のもと、「財務に関する方針及び中期計画」に基づき運営しており、貸借対照表関係比率及び消費収支計算書関係比率から財務状況は健全である。

監査法人、監事及び監査室による会計監査を実施しており、会計処理は適切に行われている。

財務情報は、ホームページ、学内広報誌「学報」及び隔年発行の「東京理科大学の現状と課題」に掲載するとともに、過去5か年分の予算、決算情報をホームページに公開している。特に、「東京理科大学の現状と課題」では、財政について詳細な分析を行うとともに財務比率の解説も行っている。

「科学技術交流センター」において、受託研究、共同研究などの促進を行うなど、外部資金の獲得に積極的に取組み、成果をあげている。

基準9. 教育研究環境

【判定】

基準9を満たしている。

【判定理由】

校地及び校舎面積は、大学設置基準上必要な面積を大幅に上回り、十分に満たしている。その他の教育研究目的を達成するために必要な各種施設設備も整備され、適切に維持、運営されている。

情報施設を整備し、情報技術を駆使した講義・演習及び遠隔授業を行うとともに、教育研究活動における情報収集及び情報共有並びに学生向けネットワークや教育用情報配信・管理などに活用されている。情報教育用のコンピュータを備えたコンピュータ教室の稼働率は高く、十分に活用されている。また、学生の自主利用のために、平日の夕方以降、土曜日、日曜日に、学生アルバイトを常駐させて開室する体制をとっている。

キャンパス全体が良好な状態で整備され、施設設備の安全性が確保されている。バリアフリー化については、概ね整備されている。火災、地震、その他の災害の予防や防止、人命の安全を期す目的で、防災委員会が設置され、防災訓練を行い、火災を未然に防止するよう取り組んでいる。

3,000m級の峰々が連なる八ヶ岳を背景に、敷地内には自然林があり、その中にセミナーハウスが建設され、学生がゼミ合宿やサークル合宿に活用している。教育・研究活動に使用する主要な建物は、防寒対策などのために渡り廊下で連結されている。また、学業以外の時間に仲間と語り、交流するための十分な憩いの場が確保されている。このように、キャンパス全体が良好な状態に整備され、アメニティに配慮した教育環境が整備されている。

基準10. 社会連携

【判定】

基準10を満たしている。

【判定理由】

大学の基本理念の1つに「地域の生涯学習と地元企業の技術力・経営力の向上に貢献」があり、地元の茅野市や茅野商工会議所とさまざまな分野で相互に協力している。地域の活性化と人材育成に寄与することを目的に、大学、茅野市、茅野商工会議所の三者間で連携に関する協定を締結している。具体的には、生涯学習センター、「研究交流委員会」、事務部が核となり、社会との連携について取組んでいる。貢献の実績は、物的な面では体育施設やセミナーハウスなど大学施設の開放、人的資源においては地域主催の講演会などへの講師派遣、教育機関などによる委員会・審議会への委員の派遣などである。

開学以来、「諏訪東京理科大学地域コンソーシアム推進協議会」での活動や、長野県テクノ財団をはじめとするさまざまな団体との連携が行われている。平成21(2009)年に発足した「茅野・産業振興プラザ」へも茅野駅ビル内のサテライト教室の設置という形で参加し、産学公連携授業を行っている。また、平成20(2008)年には「高等教育・コンソーシアム信州」が発足し、単位互換を含めた遠隔授業の検討も行っている。

地域社会への貢献は、正課科目の「ボランティア論」を受講した学生達によるボランティア活動、学生教職員による各種イベントへの参加や出展、地元紙を通じての情報発信などがある。これら地域との文化交流面での活動は、事務部が中心となり全教職員・学生へ呼びかけ、地域社会と適切な関係を構築している。

【優れた点】

- ・大学敷地内のセミナーハウスを利用し、小学生とその保護者を対象として1泊2日で開催している公開講座「サイエンス夢合宿」は、希望者が多く、アンケート回答でも満足度が高い意見が寄せられるなど地域に貢献していることは高く評価できる。

基準11. 社会的責務

【判定】

基準11を満たしている。

【判定理由】

「学校法人東京理科大学情報ネットワーク利用規程」「学校法人東京理科大学における公益通報に関する規程」「学校法人東京理科大学研究活動コンプライアンス委員会規程」「学校法人東京理科大学公的研究費不正使用調査委員会規程」など、組織倫理に関する各種規程は制定され、これらの規程に基づく情報委員会、情報倫理委員会、個人情報保護委員会、ハラスメント防止委員会、「地域評価委員会」などの委員会を法人内に設置し、それぞれ適切に運営している。

大学において発生する又は発生が予想されるリスク事象に迅速かつ的確に対処するために、「学校法人東京理科大学リスク管理基本規程」を定めリスク管理体制を整備している。ネットワークや情報システムの危機、個人情報危機、ハラスメント問題、火災、施設・設備などの劣化、試薬などの管理、法令違反などの不正行為、学生が学内外で遭遇するトラブル、インフルエンザなど、公共交通機関の乱れへの対応などに対して活動実績をあげている。また、携帯電話からも使用できるウェブサイトサービスシステム「CLASS」を学生

生活支援と授業支援を目的として整備しており、学生への緊急連絡手段としても活用している。

大学の教育研究成果は、マス・メディアを含めた各種広報媒体により学内外に広報活動する体制が整備され、積極的に発信している。同時に、大学主催の年間行事を通じて、地域に根ざした広報活動を行っている。

【参考意見】

- ・防災訓練は、これまで消火訓練を中心に実施しており、避難訓練を実施していないので、実施することが望まれる。

